

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	株式会社山陰合同銀行 取締役頭取 吉川 浩
【住所又は本店所在地】	島根県松江市魚町10番地
【報告義務発生日】	2026年5月1日
【提出日】	2026年5月28日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等保有割合の1%以上の増加

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社トワライズ
証券コード	267A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所TOKYO PRO Market

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （1）【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社山陰合同銀行
住所又は本店所在地	島根県松江市魚町10番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	1941年7月1日
代表者氏名	吉川 浩
代表者役職	取締役頭取
事業内容	銀行業（預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等）

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	市場金融部長 勝田 祥裕
電話番号	0852-55-1000

#### （2）【保有目的】

政策投資（金融支援及び預金・貸出金取引等の維持・強化を目的）として保有するもの。

#### （3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	301,656			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 301,656	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			301,656
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			251,206
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				251,206

提出者が保有するC種優先株式50株の普通株式転換後の普通株式相当数251,256株が含まれております。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年5月1日現在)	AD	1,008,050
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	251,206
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB / (AD + AE - AF) × 100)		23.96
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.01

提出者が保有するC種優先株式50株の普通株式転換後の普通株式相当数251,256株が含まれております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 金銭を対価とする取得請求権  
C種優先株主である提出会社は、C種優先株式の発行に先立って発行会社の取締役会の決議によって別に定めるC種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という）中、発行会社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該C種優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえてC種優先株式の発行に先立って発行会社の取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付することを請求することができる。

2. 普通株式を対価とする取得請求権  
C種優先株主である提出会社は、C種優先株式の発行に先立って発行会社の取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、発行会社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該C種優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに発行会社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえてC種優先株式の発行に先立って発行会社の取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の発行会社の普通株式を交付することを請求することができる。

3. 譲渡制限  
C種優先株式を譲渡により取得するには、発行会社の取締役会の承認を要する。

なお、当該C種優先株式の数は50株（普通株式転換後の普通株式相当数は251,256株）であります。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	525,200
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	525,200

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地